

昭和59年10月1日実施

注 平成22年3月の改正から改正経緯を付した。

改正

平成22年3月31日21世子家第1416号

平成22年9月30日22世子家第851号

平成23年3月23日22世子家第1854号

平成26年4月1日26世子育第135号

平成28年3月14日27世子育第1666号

平成29年3月31日28世子育第1638号

平成29年11月6日29世子育第919号

平成31年3月26日30世子育第1151号

令和2年10月13日2世子育第695号

令和4年3月11日3世子育第1296号

令和6年4月1日6世子若第262号

世田谷区私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 特別支援教育の振興及び発展に資するため、障害児を受け入れ、かつ、保護者の負担軽減を図る私立幼稚園等の設置者に対して世田谷区私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付し、その交付については、世田谷区補助金交付規則(昭和57年5月世田谷区規則第38号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する幼稚園のうち私立学校であるもの(第3号に掲げるものを除く。)
- (2) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。
- (3) 幼稚園型認定こども園 世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要

件に関する条例（令和２年３月世田谷区条例第16号）第３条第１号に規定する幼稚園型認定こども園をいう。

（４） 認定こども園 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園をいう。

（５） 幼児施設 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業補助金交付要綱（昭和58年東京都要綱58総学一第138号）第２条の規定に基づき、東京都知事が認定した幼稚園類似の幼児施設をいう。

（６） 私立幼稚園等 私立幼稚園、認定こども園及び幼児施設をいう。

（７） 障害児 世田谷区内に住所を有する満３歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児で、心身に何らかの障害を有し、かつ、次のアからオまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年東京都要綱42民児精発第58号）に規定する愛の手帳の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 世田谷区児童相談所、世田谷区立保健センター、世田谷区梅ヶ丘障害者支援施設運営費補助金交付要綱（令和２年２月24日31世障地第2607号）第３条第５号に基づき補助を受ける事業者、世田谷区発達障害相談・療育センター若しくは子育てステーション発達相談室（世田谷区発達相談室事業実施要綱（平成21年４月１日21世要児第48号）第３条に規定する発達相談室事業の実施場所をいう。）において、障害の特性により支援の必要性があると認められた者、支援を受けている者又は医師により障害児と診断された者

オ アからエまでに掲げる者のほか、当該補助年度に私立特別支援学校等経常費補助金交付要綱（昭和57年東京都要綱57総学一第371号。以下「都要綱１」という。）又は私立幼稚園特別支援教育事業費補助金交付要綱（昭和58年総学一第365号。以下「都要綱２」という。）の補助対象として認められた者

カ その他区長が特に認めた者

（８） １号認定子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認められた教育・保育給付認定子どもをいう。

（９） 補助対象幼児 同一年度内において引き続き１箇月以上にわたり私立幼稚園若しくは幼児

施設に在籍する障害児又は同一年度内において引き続き1箇月以上にわたり認定こども園に在籍する1号認定子どもである障害児をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、私立幼稚園等において補助対象幼児を受け入れ、かつ、保護者の負担軽減を図ることで、特別支援教育の条件の維持及び向上に資する事業とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を行う国及び地方公共団体以外の者であつて、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 世田谷区内において私立幼稚園等を設置する者（以下「設置者」という。）又は管理運営及び経費負担について責任を負う者（以下「設置者代行」という。）であること。

(2) 現に補助対象幼児を受け入れていること。

2 設置者代行は、設置者がいない場合において区長が適当と認めたときに限り、補助事業者になることができるものとする。

(補助金を交付しない場合)

第5条 都要綱1又は都要綱2による補助を受けている幼保連携型認定こども園の設置者には、補助金を交付しないものとする。ただし、受け入れている補助対象幼児が都要綱1又は都要綱2による補助の算定の対象とされなかった場合は、この限りでない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、幼児施設の設置者又は設置者代行には、補助金を交付しないものとする。

(1) 障害児の通園可能地域内に存する私立幼稚園及び認定こども園の園児収容能力から判断して、当該幼児施設が存しなくとも教育の機会均等が著しく損なわれないと認められるとき。

(2) 補助金の交付が、私立幼稚園及び認定こども園の経営を圧迫する恐れがあると認められるとき。

(3) 当該幼児施設において継続的かつ安定的な教育を行うことが困難であると認められるとき。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、補助事業に要する経費のうち、教職員の人件費、修繕等に要する経費及び備品購入等に要する費用とし、補助金の交付に係る私立幼稚園等の区分に応じ、補助対象幼児1人につき次の表に定める額を限度額とする。

表 1

	5月1日現在において在籍する障害児		5月2日以後、入園若しくは転入（都外）した障害児又は第2条第7号（オを除く。）に該当となった障害児	
	障害区分①	障害区分②	障害区分①	障害区分②
1 私立幼稚園（次表に掲げるものを除く。）又は幼稚園型認定こども園	492,000円	237,000円	1,276,000円を12箇月で按分し、在籍月から翌年3月までの月数を乗じた額	1,021,000円を12箇月で按分し、在籍月から翌年3月までの月数を乗じた額
2 幼保連携型認定こども園	—	—	1,055,200円を12箇月で按分し、在籍月から翌年3月までの月数を乗じた額	800,200円を12箇月で按分し、在籍月から翌年3月までの月数を乗じた額

備考

- 1 障害区分①は、身体障害者手帳1～3級又は愛の手帳1度～3度の交付を受けている障害児をいう。障害区分②は、①を除く障害児をいう。
- 2 1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

表 2

	5月1日現在において在籍する障害児		5月2日以後、入園若しくは転入（都外）した障害児又は第2条第7号（オを除く。）に該当となった障害児	
	障害区分①	障害区分②	障害区分①	障害区分②
私立幼稚園（設置者がいない園）	1,276,000円	1,021,000円	1,276,000円を	1,021,000円を

又は幼児施設			12箇月で按分 し、在籍月から 翌年3月まで の月数を乗じ た額	12箇月で按分 し、在籍月から 翌年3月まで の月数を乗じ た額
--------	--	--	--	--

備考

1 障害区分①は、身体障害者手帳1～3級又は愛の手帳1度～3度の交付を受けている障害児をいう。障害区分②は、①を除く障害児をいう。

2 1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定による補助金の交付額の総額は、予算に定める額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 区長は、補助金の交付を受けようとする補助事業者に、次に掲げる書類を添付した世田谷区私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）により補助金の交付の申請をさせなければならない。

(1) 補助事業計画書（第1号様式の別紙1）

(2) 世田谷区私立幼稚園等特別支援教育事業費補助対象幼児一覧（第1号様式の別紙2）

(3) 補助対象幼児が第2条第7号アからエまでのいずれかに該当する場合は、それぞれに該当することを証する書類

(4) 補助対象幼児が第2条第7号オに該当する場合は、その交付決定通知書の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めた書類

2 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、前項の書類を提出するにあたり、補助対象幼児の保護者の同意を得なければならない。

(補助金の申請期限)

第8条 前条の規定による補助金の申請期限は、毎年3月5日とする。

(交付の決定及び通知)

第9条 区長は、第7条の申請があったときは、申請書及び添付書類を審査し、補助金の交付を決定したときはその決定の内容及びこれに付した条件を世田谷区私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）により、補助金を交付しないことに決定したときはその旨を世田谷区私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金不交付決定通

知書（第3号様式）により、速やかに当該申請した補助事業者に通知しなければならない。

（補助金の交付請求）

第10条 区長は、前条の規定による交付の決定をしたときは、補助事業者に世田谷区私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金交付請求書（第4号様式）により当該決定に係る補助金の支払いを請求させるものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときには、速やかに当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（補助事業の変更・中止・廃止の承認）

第11条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ世田谷区私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金補助事業変更・中止・廃止申請書（第5号様式）によりその承認に係る申請をさせなければならない。

（1） 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

（2） 補助対象幼児が休園又は退園したことにより補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするとき。

（3） 補助事業者が第4条の要件を欠いたことにより補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助事業の変更、中止又は廃止を承認したときは、その旨を世田谷区私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金補助事業変更・中止・廃止承認書（第6号様式）により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

3 区長は、既に補助金を交付している場合において、前項の規定による承認により当該補助金の交付額を減額することとなったときは、既に交付している補助金の交付額と減額後の補助金の交付額との差額を返還させるものとする。

（異動報告）

第12条 区長は、補助対象幼児の在籍状況について異動が生じたときは、補助事業者に速やかに退園・転出異動者名簿（第7号様式）により報告させなければならない。

（実績報告）

第13条 区長は、補助事業が完了したとき（第11条第2項の規定により廃止の承認をしたときを含む。）又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、補助事業が完了した年度又は補助金を交付した年度の翌年度の5月31日までに、補助事業者に世田谷区私立幼稚園等特別支援

教育事業費補助金補助事業実績報告書（第8号様式）により補助事業の実績を報告させなければならない。

（交付決定の取消し）

第14条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すものとする。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （2） 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- （3） 前条の実績報告による補助事業の成果又は補助事業の事業費の実績額が著しく第7条の交付申請の内容を下回るとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容、これに付けた条件、規則の規定に基づく命令又は法令に違反したとき。

2 区長は前項の規定による取消しをしたときは、速やかにその内容を、当該補助事業者在世田谷区私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金交付決定取消通知書（第9号様式。以下「取消通知書」という。）により通知しなければならない。

（補助金の返還）

第15条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に取り消通知書により、期限を定めて当該補助金の返還を命じなければならない。

2 区長は、第11条第3項の規定により補助金を返還させる場合には、補助事業者在世田谷区私立幼稚園等特別支援教育事業費補助金返還通知書（第10号様式）により、期限を定めて当該補助金の返還を命じなければならない。

（違約加算金及び延滞金）

第16条 区長は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じたとき（第14条第1項第3号の規定に該当し、補助金の返還を命じたときを除く。）は、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

2 区長は、前条の規定により、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につ

き、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第17条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により区長が違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第18条 第16条第2項の規定により区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

（補助金の一時停止）

第19条 区長は、この要綱又はこの要綱以外の要綱等に基づき交付された補助金の返還を命じられた補助事業者が、当該補助金、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

（関係書類の保存）

第20条 区長は、補助事業者に、補助金関係書類を当該年度から5年間保存させなければならない。

（委任）

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、子ども・若者部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和59年10月1日から実施し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和60年5月1日）

この要綱は、昭和60年5月1日から実施し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年 8 月 1 日）

この要綱は、昭和61年 8 月 1 日から実施し、昭和61年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和62年10月 1 日）

この要綱は、昭和62年10月 1 日から施行し、昭和62年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和63年 5 月 9 日）

この要綱は、昭和63年 5 月 9 日から施行し、昭和63年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 2 年 8 月10日）

この要綱は、平成 2 年 8 月10日から施行し、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 3 年11月25日）

この要綱は、平成 3 年11月25日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 4 年 4 月 1 日）

- 1 この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 幼稚園類似の幼児施設心身障害児教育事業費補助金交付要綱は、廃止する。
- 3 平成 3 年度分実績報告書の様式については、従前のものとする。ただし、幼稚園類似の幼児施設心身障害児教育事業費補助金交付要綱の規定に基づく平成 3 年度分実績報告書の様式については、廃止前のものとする。

附 則（平成 6 年 7 月 7 日）

この要綱は、平成 6 年 7 月 7 日から施行し、第 5 条の補助金の交付額については、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 7 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成10年 4 月 1 日）

この要綱は、平成10年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成11年 4 月21日）

この要綱は、平成11年 4 月21日から施行し、平成11年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成12年 6 月29日）

この要綱は、平成12年 6 月29日から施行し、平成12年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成15年 4 月 1 日）

この要綱は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 4 月 1 日）

この要綱は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 4 月 1 日）

この要綱は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 4 月 1 日）

この要綱は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月31日21世子家第1416号）

この要綱は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 9 月30日22世子家第851号）

この要綱は、平成22年10月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月23日22世子家第1854号）

この要綱は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 4 月 1 日26世子育第135号）

この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月14日27世子育第1666号）

この要綱は、平成28年 3 月14日から施行し、平成27年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成29年 3 月31日28世子育第1638号）

この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年11月 6 日29世子育第919号）

この要綱は、平成29年11月 8 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成31年 3 月26日30世子育第1151号）

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年10月13日 2 世子育第695号）

この要綱は、令和 2 年10月13日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 3 月11日 3 世子育第1296号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日 6 世子若第262号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。